

# 青森県報

号外第七十一号

平成十七年  
七月十三日  
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)…一

## 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、さけを目的とするはえなわ漁業について、次とのおり操業を禁止する。

平成十七年七月十三日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

一 海域  
青森県東部海区管内沖合海域

二 期間  
告示の日から平成十八年二月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、青森県水産総合研究センターの委託を受け調査目的をもつて操業する者を除く。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行